

第4章

分野別施策

- I 地域生活支援
- II 保健・医療
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 情報アクセシビリティ
- VI 安心・安全
- VII 生活環境
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

施策分野 I

地域生活支援



施策の方向性

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域生活支援の充実を図ります。

(1) 地域移行・地域定着

① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援

障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスについては、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿った計画的な整備を図ります。

② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に入院している精神障がい者について、以下のような取組みを通して、地域生活への移行を推進するとともに、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制の整備を図ります。

- 訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備
- 精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築
- 地域生活への移行のための受け皿（グループホーム等）の整備や高齢者向け住まい等の活用
- 保健、医療、福祉の関係機関の連携による相談支援体制の強化や就業の機会の確保
- 精神障がいへの理解促進を図るための家族向け講習会や家族会による相談会の開催、家族会活動のリーダー育成

③ 地域生活支援拠点の整備等

障がいの重度化や障がい者の高齢化、更には親亡き後も見据え、障がい者の地域生活の拠点として、障害者支援施設やグループホーム等における居住支援のための機能（緊急時の受け入れ・対応、コーディネーターの配置など地域の体制づくり等）の整備を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者支援施設等が持つノウハウや、人材、施設・設備などの資源を活用し、地域における様々なニーズに対応する取組みを推進します。

④ グループホームの整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助などを通して、グループホーム（共同生活援助）の整備を図ります。

(2) 日常生活

① 訪問系サービスの充実

障がい者の家庭での生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じた、より専門性の高い研修を行うなど、質的充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所（ショートステイ）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）等の日中活動系サービスの充実を図ります。

③ 日中一時支援事業の充実

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、「日中一時支援事業」を実施する市町村を支援します。

④ 日常生活用具の給付

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよう、市町村を支援します。

(3) 相談支援

① 相談支援体制の充実

地域の特性に応じて多様な相談支援が行えるよう、以下の取組みを通して、相談支援体制の充実を図ります。

○県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、障がい保健福祉圏域単位での相談支援事業者間の情報交換

○地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携及び情報共有

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村の取組みを支援します。

② 相談支援専門員の養成

指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成します。

また、相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を円滑に作成し、障がい児・者の多様なニーズへの対応や、障がい児・者の家族への適切な相談支援ができるよう、各種研修を通して専門性の向上を図ります。

③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成

身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して人材の育成及び資質向上を図ります。

④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

同じような悩みや経験を持つ当事者や家族による相談活動や、当事者や家族同士が互いに支えあう交流活動を推進します。

障害福祉サービス等の体系

サービス名		対象	内 容
居住系	共同生活援助（グループホーム）	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護等及び相談を行う
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う
	同行援護	者 児	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出するときに、必要な情報提供や移動の援護等の外出支援を行う
	行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含めて）、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型＝雇用型）	者	一般企業等での就労が困難な人を雇用して、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
障がい児通所系	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う
	医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う
	保育所等訪問支援	児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
相談支援系	計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
	障害児相談支援	児	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定前に、利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行い、利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな給付決定等に係る申請の勧奨
	地域相談支援（地域移行支援）	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
	地域相談支援（地域定着支援）	者	常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う

※表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」

(4) サービス提供体制

① サービスを提供する人材の確保

関係機関との連携のもと、以下のような取組みを通して、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保及び定着を図ります。

○多様な人材の参入促進

学生に対する修学資金の貸付や、学生や離職者に対する職場体験の実施、介護職等の魅力を伝える広報によるイメージアップ など

○マッチング機能の強化

ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、就労へのマッチング など

○定着支援

研修等の実施によるキャリアアップの支援 など

② サービス管理責任者等の養成及び資質向上

障害福祉サービス事業所等に配置が義務づけられているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行うとともに、資質向上を図ります。

③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上

障害支援区分認定が適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等に対して研修を行い、資質向上を図ります。

④ サービスの質を高める取組みの促進

サービスの質の確保及び質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する指導を適切に実施します。

また、福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」(※)の普及啓発を図ります。

併せて、県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所内での苦情処理体制の整備促進を図り、利用者からの苦情が迅速・的確に解決できる体制の充実に取り組みます。

(※) 福祉サービス第三者評価制度

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

【発達障がい】

① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援

県全域において身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、県内3つの発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センターなどの関係機関が連携し、発達障がい児（者）のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

発達障がい者支援センターにおいては、発達障がい児（者）やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関におけるリーダーとなる支援者を養成します。

発達障がい児（者）がライフステージを移行する際には、発達障がいの特性やこれまでの支援方法等に関する情報が学校の教員等の支援者に適切に伝達されるよう、また、同じライフステージ内でも医療、福祉、保健、教育、労働等の各関係機関の間で情報を共有するために、成長の過程等を記録したサポートファイル等の活用を図ります。

② 発達障がいについての医療体制の整備

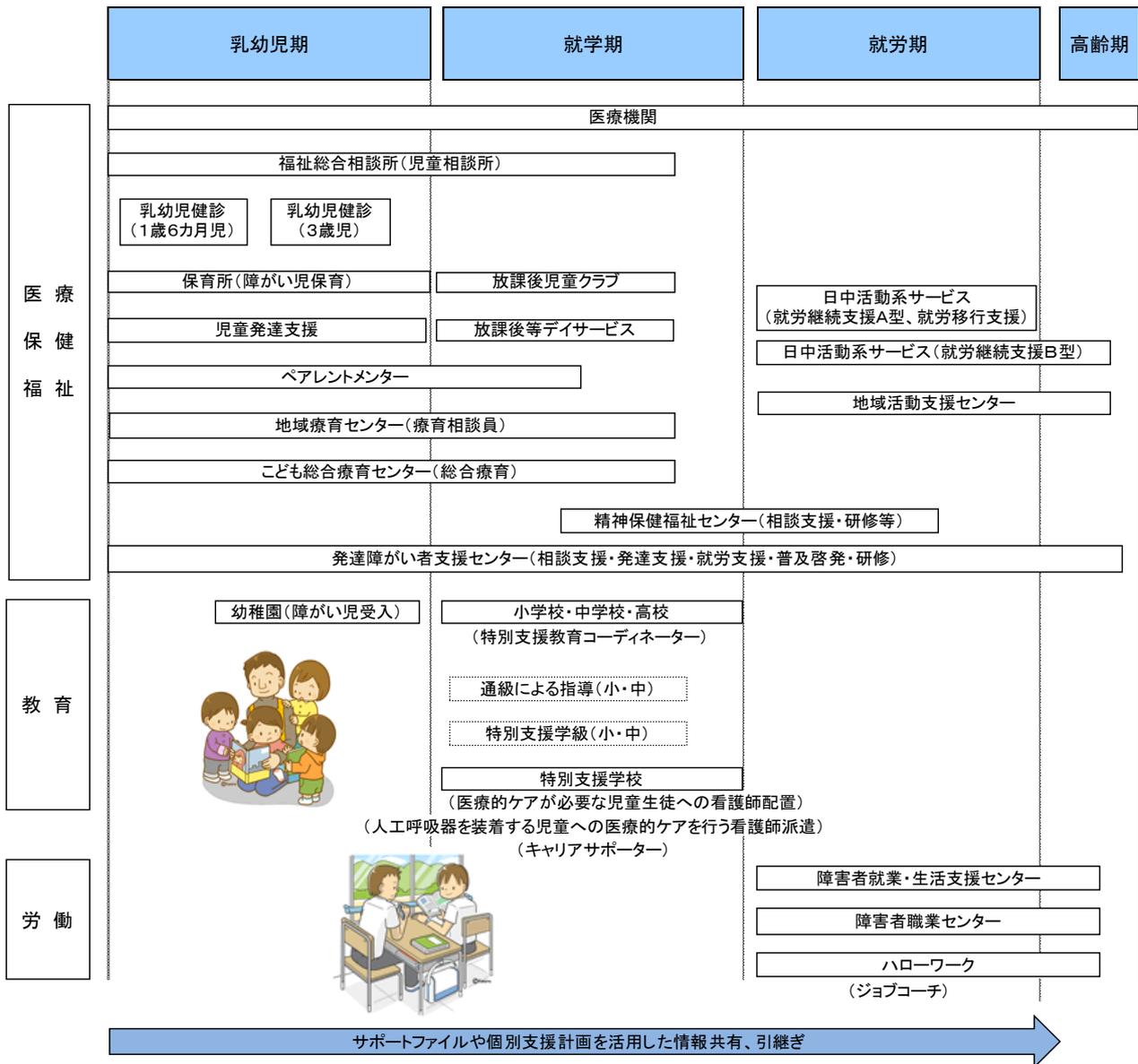
発達障がい医療センター（熊本大学医学部附属病院に委託）において、地域における診療の実践・研究や症例検討会等を実施することで、地域において発達障がいを診療する医師を確保する取組みを進めます。

併せて、発達障がいを診療できる医師を養成するための研修システムを整備します。

③ 発達障がい児（者）の家族への支援の充実

発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等により「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進めます。

ライフステージに応じた発達障がい児(者)への支援 体系図



【重症心身障がい】

④ 重症心身障がい児（者）への支援

医療依存度の高いNICUからの退院児が、在宅等で生活できるように、NICU医療機関の支援コーディネーターと保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行支援及び在宅療養支援の取組みを進めます。

また、小児等の在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等の関係機関の医療的ケアの質の向上や関係機関の連携強化により、心身に重度、重複の障がいがある重症心身障がい児（者）に対する在宅療養支援体制の充実を図ります。

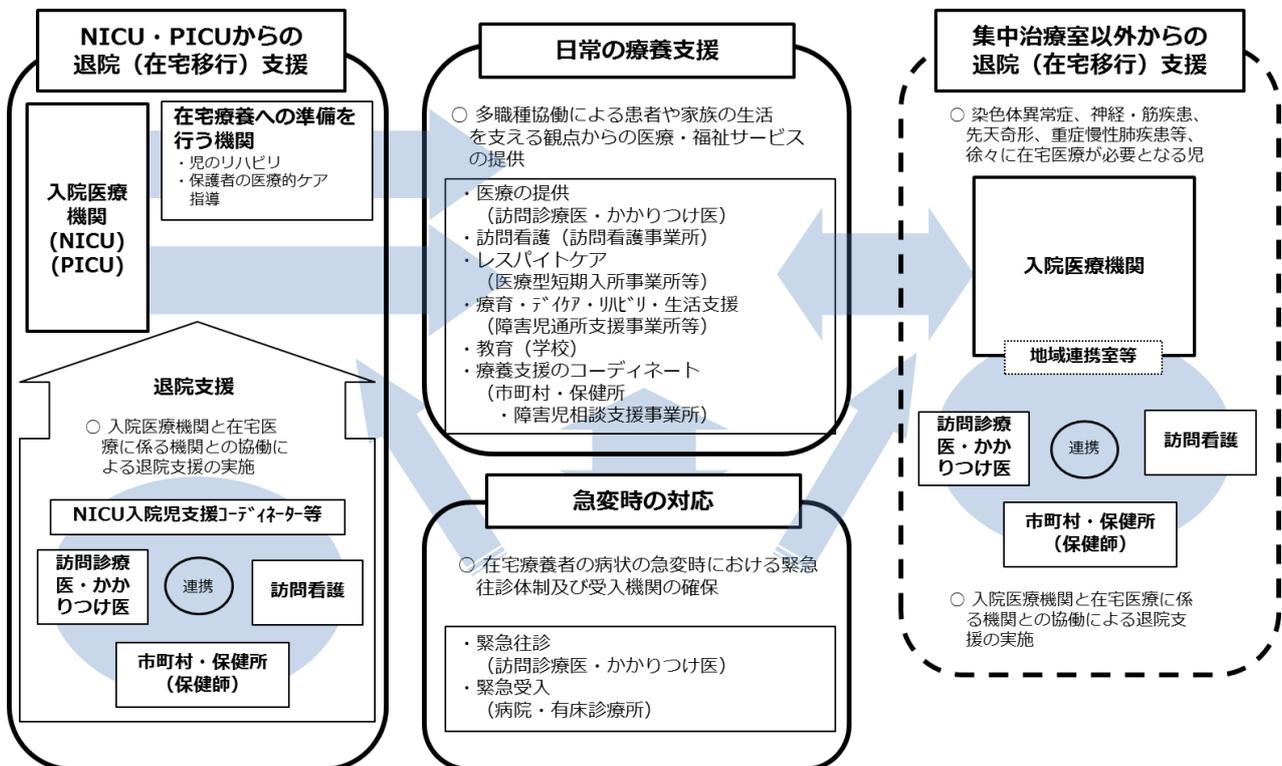
⑤ 重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実

在宅の重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

併せて、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がい（児）者の預かりが促進されるよう、市町村を支援します。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。

重症心身障がい児（者）への支援 体系図



【強度行動障がい】

⑥ 強度行動障がい者への対応

障害福祉サービス事業所等の職員に対して強度行動障がいに対する支援方法等の研修を行うことにより、事業所等での処遇の向上を図ります。

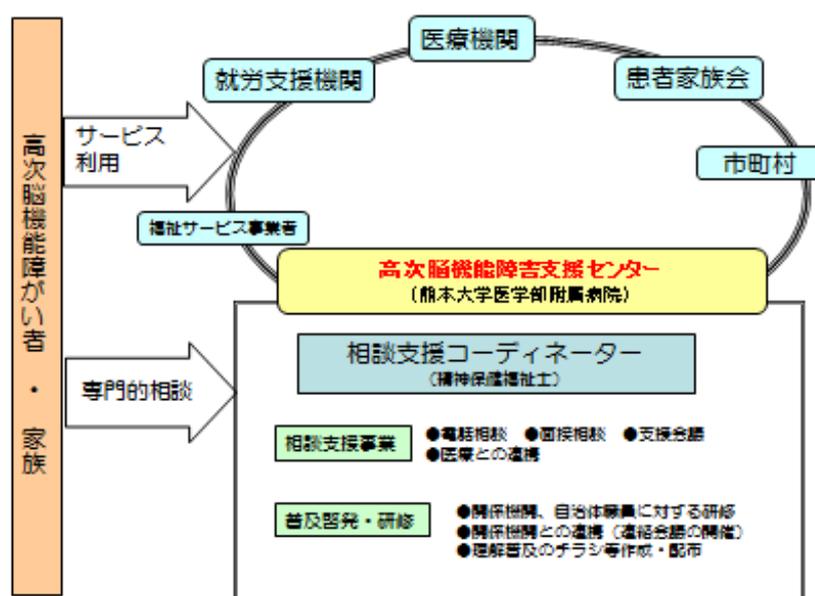
【高次脳機能障がい】

⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援

高次脳機能障害支援センター（熊本大学医学部附属病院に委託）において、電話や面接により障がい者本人や家族、医療機関等からの相談を受け、支援を行うとともに、市町村職員等に対する研修等を行います。

併せて、地域の保健医療福祉関係者の高次脳機能障がいに対する一層の理解促進と、地域のネットワークの強化に取り組みます。

高次脳機能障がい者への支援 体系図



【難病】

⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供

新たに障害福祉サービス等の支給対象となった難病患者に対し、障害福祉サービス

等を適切に提供するため、市町村等を通じて障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行います。

また、病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会、主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等について理解促進を図ります。

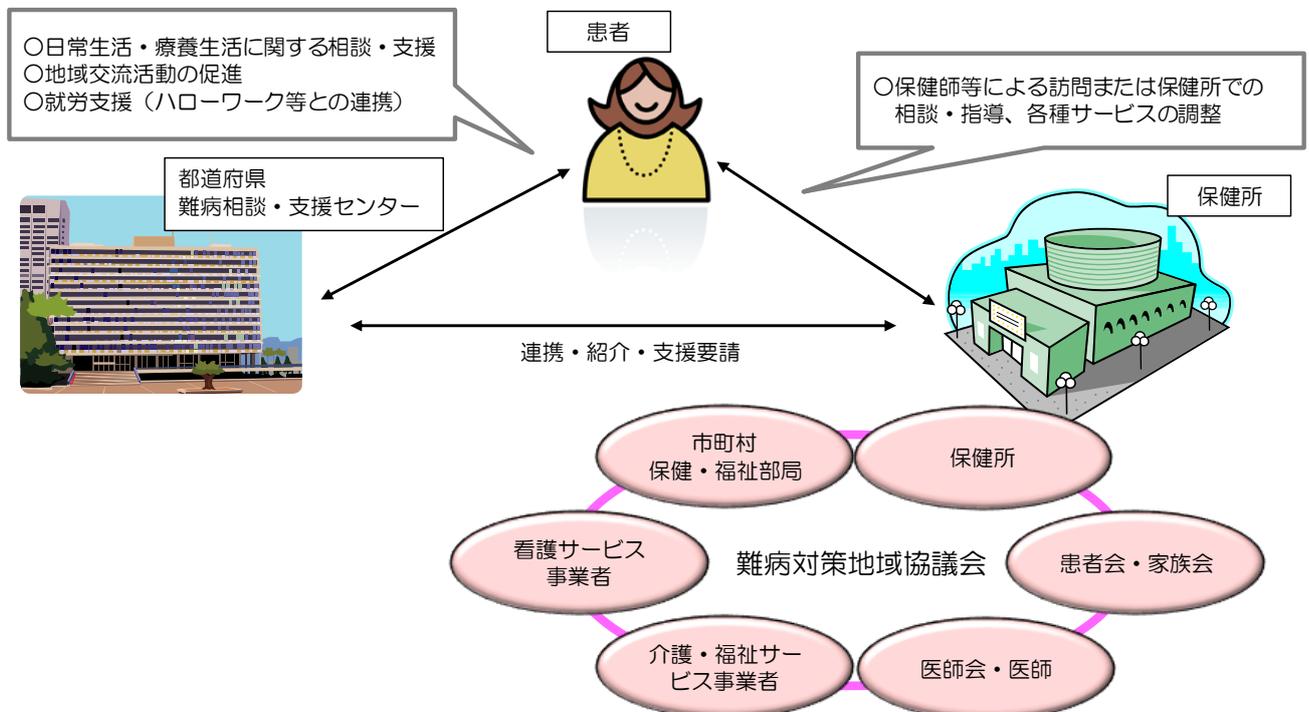
⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援

各保健所において、難病患者及びその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援の実施や、当事者や家族同士が互いに支え合う体制づくりを進めていきます。

併せて、「難病対策地域協議会」により、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。

また、難病相談・支援センターにおいて、難病患者及びその家族の悩みや不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。

保健所と難病相談・支援センターによる難病患者への支援体制 イメージ図



【累犯障がい者】

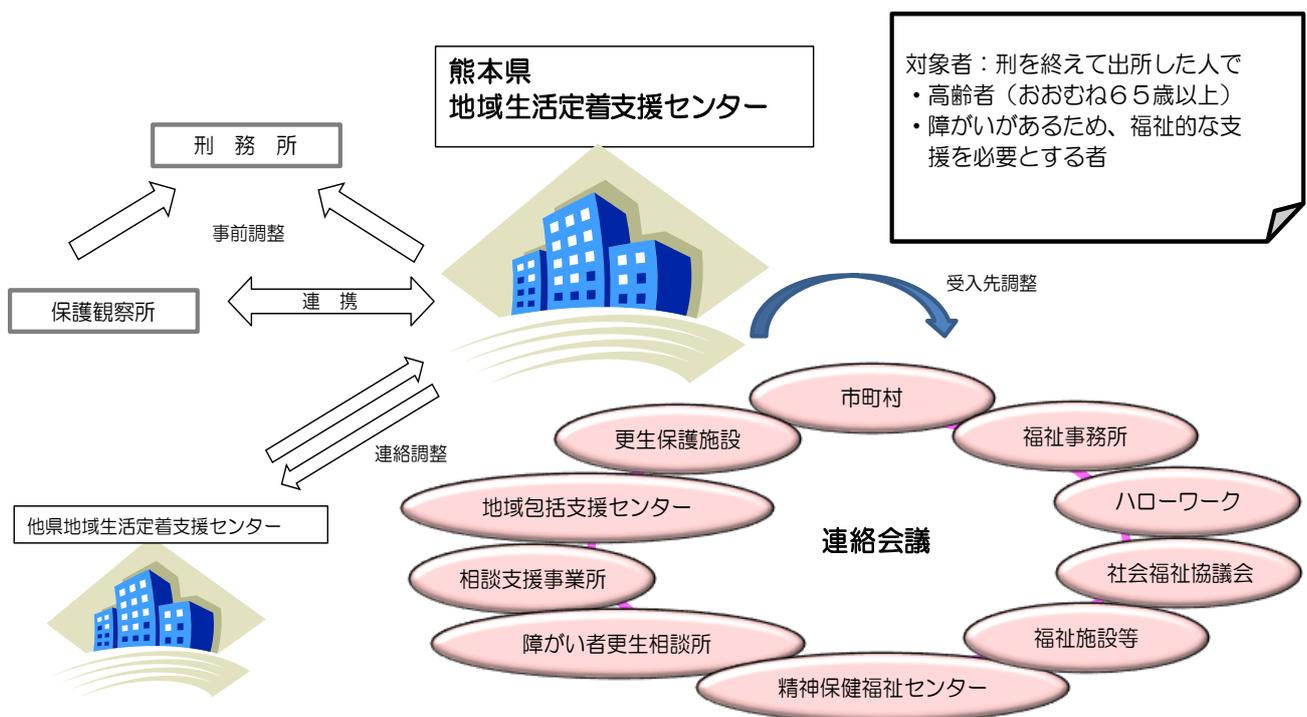
⑩ 地域生活定着支援センターによる支援

地域生活定着支援センターにおいて、障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう、保護観察所、市町村、福祉事業所等と連携して社会復帰を支援します。

本人の退所後も、地域生活定着支援センターが矯正施設退所者を受け入れた施設と連携し、本人の処遇、福祉サービス利用等に関する必要な支援を行います。

また、地域で支えるネットワークの構築に向けて、累犯障がい者への支援について検討等を行う連絡会議を設置し、司法機関、行政機関、労働局、福祉事務所等の関係機関の連携を強化します。

地域生活定着支援センターによる累犯障がい者への支援体制 イメージ図



施策分野II

保健・医療



施策の方向性

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備及び支援の質の向上を図ります。
- 精神障がいのある人が地域生活を送るうえで重要な救急医療体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する中核機関である精神保健福祉センターによる取り組みの充実を図ります。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図ります。

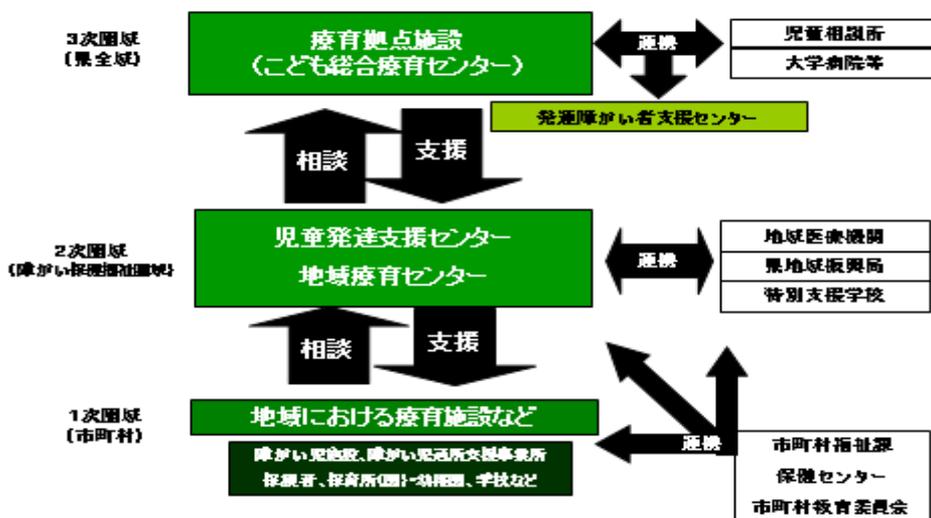
(1) 療育

① 地域療育体制の充実

各療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制のより一層の充実を図ります。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の整備及び支援の質の向上を図ります。

熊本県地域療育支援体制図



② 早期発見・早期支援の推進（1次圏域）

市町村の保健師に対する研修等を通して乳幼児健診の精度の向上や保護者への支援技術の向上を図るとともに、発達が気になる子どもへの支援を行う保育士等に対する研修等を通して対応技術の向上を図り、乳幼児期における障がいの早期発見・早期支援を推進します。

また、対応が困難なケースについては、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、2次圏域（障がい保健福祉圏域）の児童発達支援センター等が1次圏域の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる体制を整備します。

③ 児童発達支援センター等による支援（2次圏域）

2次圏域において療育の中核機関となる児童発達支援センター等が実施する療育事業の充実に向けた支援を行います。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

④ こども総合療育センターにおける療育支援（3次圏域）

専門的な療育機能を有する「こども総合療育センター」において、児童発達支援センター等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。

(2) 精神保健医療

① 精神科救急医療体制の充実

休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムを運営します。

併せて、精神科救急情報センターにおいて、休日・夜間に本人や家族等からの電話相談を受け、病状に応じた受診先の紹介等を行います。

また、高齢化の進展等により増加傾向にある身体・精神合併症の患者の受入体制の確保を図ります。

② 精神保健福祉センターの機能充実

近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題に対応するため、精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する技術的中核機関として、保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を積極的に行います。

また、精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり当事者及び家族への支援の充実を図るとともに、「地域自殺予防情報センター」を設置し、自殺対策に関する情報発信、相談支援、人材育成、自死遺族支援等を強化します。

(3) 保健・医療

① 自立支援医療費の給付

身体障がい者に対する更生医療費、精神障がい者に対する通院医療費、身体障がい児等に対する育成医療費の給付を通して、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

② 重度心身障がい児（者）医療費の助成

重度の心身障がい児（者）の医療費の自己負担分の一部について助成を行っている市町村を支援します。

③ 障がい児（者）の歯科保健医療提供体制の整備

歯科医師や歯科衛生士を対象に障がいの特性に応じた歯科治療についての研修を行うなどにより、障がい児（者）が受診可能な歯科医療機関の増加を図るとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を促進します。

施策分野Ⅲ

教育、文化芸術活動・スポーツ



施策の方向性

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組みを推進します。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取組みを推進します。

(1) 教育における支援体制

① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成し、これをもとに学校と保護者、医療、福祉、労働などの関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、活用を進めます。

また、保育所や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校それぞれにおいて支援体制の充実を図るとともに、各学校間の連携を強化します。

② キャリア教育の充実

キャリア教育（※）を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就労に当たっての支援を充実させます。

また、特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援を進めるとともに、障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化します。

（※）キャリア教育

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択できるよう、必要な知識や能力を育てる教育的働きかけをいう。

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援教育のセンター的な役割を担う特別支援学校の機能充実を図り、地域の学校への支援体制を充実させます。

④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に対し、県教育委員会が委託契約を結んだ医療機関の看護師を配置します。

また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業を実施し、安全で安心な学習環境を整備するとともに、保護者の介護負担の軽減を図ります。

⑤ 段階的支援体制の充実

児童生徒に対する教育支援の第1段階である学校における支援を充実させるため、特別支援教育に係る校内委員会で、教員間の支援内容等についての情報共有を一層密にするなどして、組織的な支援体制の充実を図ります。

また、支援が困難な事例の場合、より専門性の高い支援者から支援を受けることができる県独自の段階的な支援体制により、支援の充実を図ります。支援にあたっては、教育分野と医療、保健、福祉、労働等の各分野との連携を図ります。

(2) 教員等の専門性向上

① 特別支援教育に携わる教員の専門性向上

障がいのある児童生徒が通常の学級や特別支援学級、高等学校等の多様な学びの場で学んでいる現状を踏まえ、それぞれ担当する教員のニーズに応じた研修を充実させ、すべての教員の専門性の向上を図ります。特に、児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の指導力の強化を図ります。

また、特別支援教育の専門教員の充実や免許状の取得の促進など、特別支援教育に関する高い専門性を持つ人材の確保を図ります。

② 放課後児童クラブへの指導員の配置の支援

放課後児童クラブへの専門的知識等を有する放課後児童支援員の配置を支援します。

また、平成27年度から放課後児童支援員を対象に認定資格研修が開始される予定であることから、今後更に研修を充実させ、支援員の資質向上を図ります。

(3) インクルーシブ教育システム

① インクルーシブ教育システムの構築

障がいのある子どももいない子どもも同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、幼児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実を図ります。

また、早期からの教育相談など保護者への教育に関する情報提供の充実を図り、就学先の決定にあたっては、本人や保護者の意見を尊重しつつ、障がいの状態や教育的ニーズなど本人の将来や可能性を総合的に考え決定されるよう市町村教育委員会に働きかけます。

さらに、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流及び共同学習を推進します。



インクルーシブ教育システム

障害者権利条約では、「障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）」とは、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとあり、現在、本県においても国のモデル事業を活用して、共生社会を目指す教育活動を推進しています。

インクルーシブ教育を進めていくうえでは、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、市町村教育委員会及び学校等と本人及び保護者が必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。

県としても、多様な学びの場として、小・中・高等学校及び特別支援学校、特別支援学級、通級による指導それぞれの環境整備を図るとともに、学校間の交流及び共同学習の推進や特別支援学校の持つセンター的機能の活用を推進するなどして、インクルーシブ教育の充実を図っていきます。

(4) 教育環境整備

① 県立特別支援学校の教育環境整備

知的障がいのある生徒の受入対策として、新たな特別支援学校等の整備に向け、有識者による検討会の意見を踏まえた実施計画を策定し、特別支援学校の開校等を目指します。

(5) 文化芸術・スポーツ

① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進

以下の文化芸術活動を通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- 「くまもとハートウィーク」の開催

(「くまもと障がい者芸術展」やフォーラムなどの啓発イベント等を実施)

- 「精神障がい者作品展」の開催

(精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示)

また、以下のスポーツイベントを通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- 「くまもと障がい者スポーツ大会（県大会）」の開催

(県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県選手団として派遣)

- 「地域精神障がい者スポレク大会」の開催

② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

民間団体や特別支援学校と協力・連携し、絵画などの芸術の才能が著しく秀でた障がい児・者の発掘を行い、高い付加価値に基づく販売、商品開発、著作権の確立など新たな展開を目指します。

また、「2020年東京パラリンピック」に向け、各スポーツ関係団体や各障がい者スポーツ団体、特別支援学校等と協力・連携して有力選手の発掘と育成・強化を図ります。



文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

これまで、障がいのある人の文化芸術活動やスポーツは、参加することに重きを置かれがちでしたが、近年は、全国障害者スポーツ大会やパラリンピックなど障がい者スポーツにおける競技性の向上が目覚ましく、また、県内でも「アール・ブリュット（生の芸術）」に代表される障がいのある人たちによる個性的で質の高い芸術活動が注目されるようになりました。

このことから、熊本県では、障がいのある人の自己実現や経済的自立を図るうえで、文化芸術・スポーツの分野で個性や才能を開花させ、それを伸ばす取組みが重要であると考え、文化芸術・スポーツのスペシャリストの発掘や育成・強化を図るとともに、障がいのある人の才能が評価されるよう、関係団体とともに取り組むこととしています。

施策分野Ⅳ

雇用・就業、経済的自立の支援



施策の方向性

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組みます。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全県的に障がい福祉施設等からの優先調達を推進します。

(1) 雇用促進

① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化

国と連携し、障がい者を雇用しようとする事業所などが、障がい者雇用実績があり様々な経験を持っている事業所から、相談・助言を受けられるよう支援します。

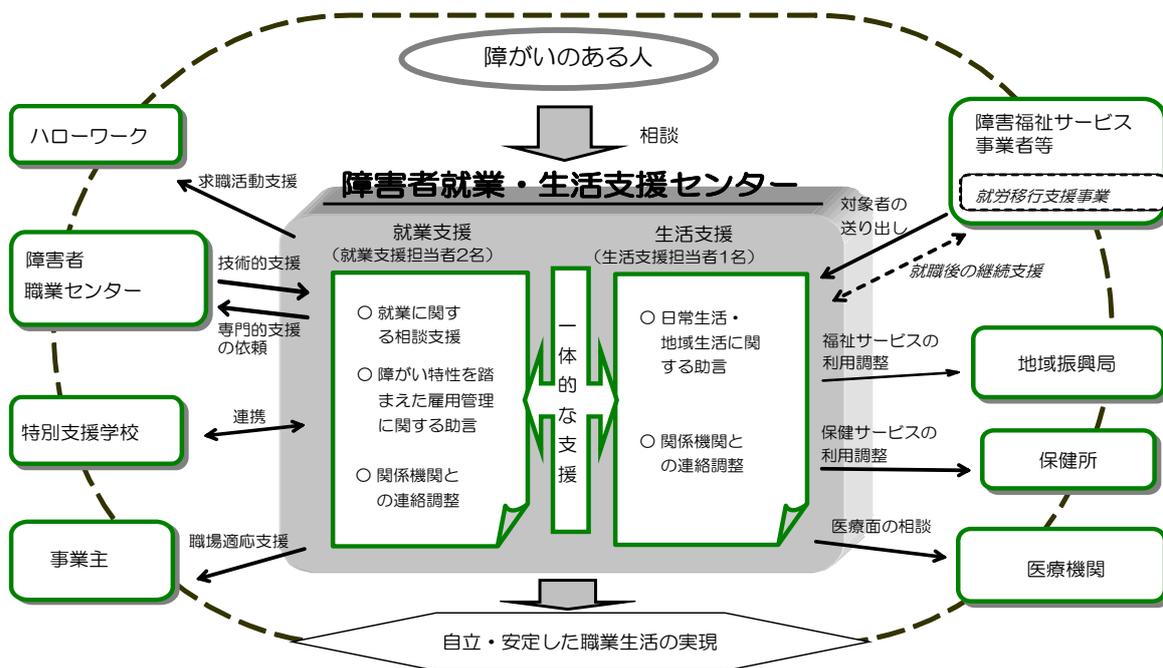
また、国の制度や県の制度など、雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供します。

② 総合的な就労支援体制の構築

障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6カ所に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、就業に関する相談や日常生活への助言など、就業面と生活面の一体的な支援を行うとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

また、相談支援事業所における障がい者の就労面での支援の充実に向けて、相談支援専門員に対する研修や情報提供等により、支援体制の強化を図ります。

障害者就業・生活支援センターによる支援 体系図



③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、「障害者就業・生活支援センター」による定期的な職場訪問や本人への面談等、地域の関係機関と連携して障がいの特性に応じた計画的な支援を行い、事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、企業や事業所において、障がい福祉施設からの製品購入、トライアル雇用、正式雇用と段階的に取組みが広がるよう事業者団体等と連携して取り組むとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう障がいの特性について理解を促進し、障がい者の職場への定着を図ります。

併せて、若年性認知症を発症した人に対しては、企業等において適切な対応ができるよう理解促進を図り、就労の継続を支援します。



若年性認知症の人の就労支援

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことで、精神障害者保健福祉手帳の取得が可能な障がいの一つです。

認知症を発症すると、認知機能が徐々に低下し、障がいの程度も重くなっていきますが、経済的な自立や生きがい創出のため、企業での就労継続や障がい福祉施設での就労受入れなど、その人の状態に応じた就労支援を行っていく必要があります。

このため、国や市町村、関係団体と連携し、企業や障がい福祉施設等において、適切な対応ができるよう若年性認知症への理解を促進することで、就労支援に取り組んでいきます。

(2) 職業能力開発

① トライアル雇用等での職業準備訓練の実施

障がい者が作業環境に容易に適応できるように、職場適応訓練事業に取り組みます。また、一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における障がい者委託訓練について、利用推進とともに、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実強化を図ります。

② 職業訓練の充実

県立高等技術専門校において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細かな訓練の実施や、就職先事業所等の新規開拓など、訓練修了生の一般就労に向けた取組みを強化します。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化するとともに、障がい者職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるために、障がい者職業訓練の普及・啓発を行います。

③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図ります。

また、熊本県障がい者技能競技大会を開催するとともに、障害者技能競技大会アビリンピック全国大会、世界大会への派遣等を通して、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めます。

(3) 多様な就労支援

① 福祉と農業の連携による就労支援

九州農政局、県（健康福祉部・商工観光労働部・農林水産部）、県農業公社、農協、障がい福祉施設などの関係者による連携会議において、障がい福祉施設を運営する社会福祉法人等の農業参入や障がい者が農業法人等へ一般就労する際の課題等を整理し、支援方策の検討や農業参入促進のための仕組みづくりを行います。

また、農業法人や企業等が障がい者の職場実習を受け入れる際の環境整備に要する経費を補助することで、職場実習の受入先の確保を図るとともに、障がい者の就業促進を図ります。



障がいのある人の農業参入促進のための仕組みづくり

熊本県の障がい者の就労において、農業分野のウエイトが高くなってきています。福祉の側においては、障がい者の就労や工賃向上をどのように支援していくかという課題があり、農業の側においては、農業就業者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加などの課題があります。

「福祉と農業の連携」は、福祉と農業が各々抱える課題を解決し、新たな取組みを創出することを通じて、福祉と農業の可能性を拓けるものです。このことから、熊本県では、障がいのある人の就業促進の一つとして、農業参入に向けた仕組みづくりに取り組んでいます。

国の関係機関や県の関係部局、施設関係者等による連携会議では、次のような取組みについて検討を行います。

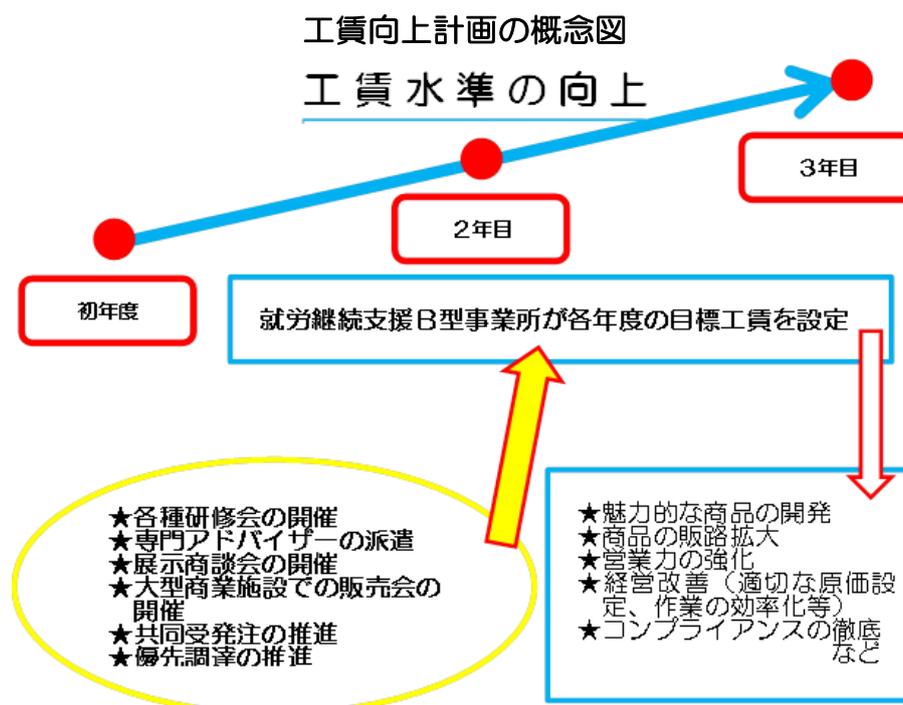
- 福祉（農業を实践したい障がい者・障がい福祉施設）と農業（障がい者を雇用したい農家・農業法人・農産加工施設）をコーディネートする人材の養成及び配置
- 障がい福祉施設への農業関連情報（農地の確保、助成制度、農業技術指導、コンサルティング等）の提供
- 農業関係者への障がい者雇用・職場実習関連情報（障がい者に対する理解・啓発、雇用主への助成制度、ジョブコーチ制度等）の提供
- 農福連携優良事例の紹介

（4）工賃向上

① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進

就労継続支援B型事業所利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、以下のような取組みを実施します。

- 県、市町村、国の機関等の障がい者優先調達を促進するための展示・商談会等の開催
- 大型商業施設等での販売会の開催
- 障がい福祉施設（就労継続支援B型事業所・A型事業所）の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣



② 共同受発注システムの活用促進

全域を網羅する共同受発注推進組織と県内の障がい福祉施設の代表者等との連携会議を定期的を実施し、県、市町村、国の機関、民間企業等と障がい福祉施設等の共同受発注の拡大に向けた課題整理と推進方策の検討を行います。

また、八代地域では先駆的に地域版の共同受発注システムが活動を開始していますが、このような事例を他の地域にも情報提供するなど各地域の共同受発注が進むよう支援を行います。

③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

毎年度、優先調達に係る目標を設定するとともに、障害者就労施設等が提供可能な物品等について、県庁各所属（本庁各課、各出先機関、教育委員会、警察本部等）へ情報提供を行い、物品等の積極的な調達を進めます。

また、県の要領に基づく障害者支援施設等との随意契約制度の積極的な活用に取り組みます。併せて、障がい者を雇用する企業等への優遇措置として、指名競争入札において障害者雇用促進企業（※1）を指名業者に加える制度や、随意契約において障害者雇用促進企業又は障害者支援企業（※2）を見積依頼業者に加える制度の活用に取り組みます。

さらに、工賃向上支援の一環として実施する展示・商談会や市町村担当者研修会等

の場を活用し、市町村、国の機関等へ優先調達に係る情報提供等を行い、全県的な優先調達の推進を図ります。

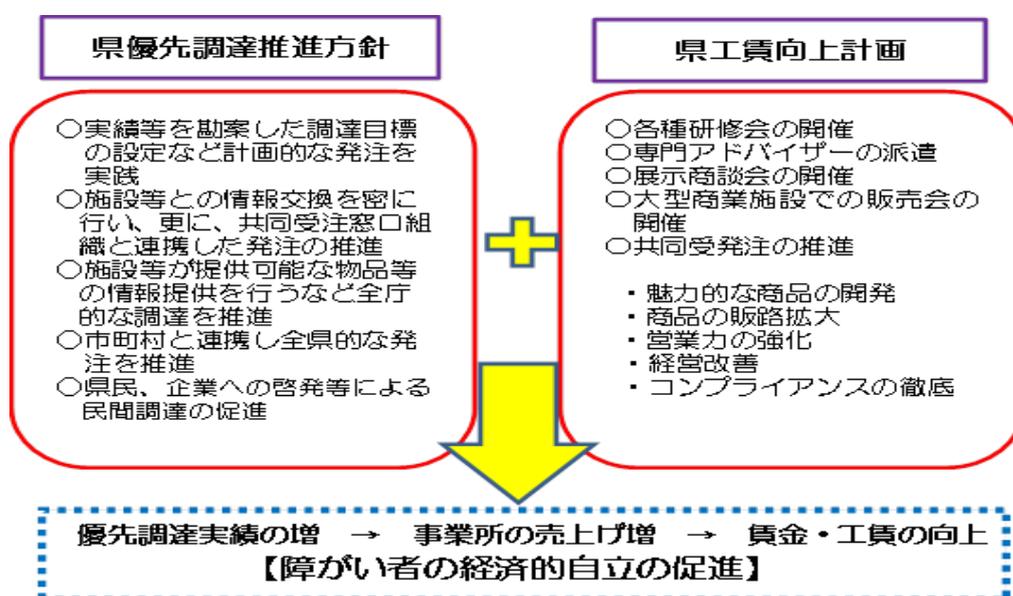
(※1) 障害者雇用促進企業

県の入札参加資格及び県内に本店又は支店等を有する中小企業で、熊本県内における障がい者である労働者の数の割合が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率以上である県登録事業者。

(※2) 障害者支援企業

障害者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った県登録事業者。

優先調達推進の概念図



(5) 所得保障

① 年金制度・各種手当制度の周知

障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行います。

また、市町村の広報誌への掲載依頼も併せて行い、広く周知を図ります。

施策分野V

情報アクセシビリティ



施策の方向性

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など、情報のバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図ります。

(1) 情報バリアフリー

① 分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、障がい者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読みやすさ、操作のしやすさなど、障がい者が更に利用しやすい工夫をします。

② 障がい特性に応じた情報の提供

熊本県点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行い、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、熊本県聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。

(2) コミュニケーション支援

① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、以下のとおり取り組みます。

- 点訳や朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成する。
- 手話に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者を養成する。
- 要約筆記に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、要約筆記者を養成する。
- 盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者通訳・介助員を養成するほか、技能等の向上を図る研修を実施する。

○音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者を養成する。

② 意思疎通支援事業の推進

コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う意思疎通支援（市町村地域生活支援事業）が円滑に実施されるよう、コーディネーターの技術力の向上を図りながら、市町村の支援を行います。

併せて、専門性の高い分野などへの手話通訳者等の派遣や、都道府県域や市町村域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。



意思疎通（コミュニケーション）支援

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限られず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあります。このように多様なコミュニケーション支援の手段を、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようになりました。

また、障害者総合支援法では、市町村と都道府県の役割分担の明確化とともに、広域的な対応が必要なものについて都道府県事業としての必須化により、市町村で実施が難しかった意思疎通支援者の市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野などへの派遣が可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立と社会参加の促進が一層図られています。

③ 情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末等）やソフトウェア（文書読み上げ、文字拡大、絵文字等に関するもの）について、操作方法の研修や情報提供等を通して普及を図ります。

また、人とのコミュニケーションが難しい障がい児・者が、日常生活や災害時において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツールについて、当事者等とともに活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

④ 日常生活用具等の給付

障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、市町村が実施する日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）において視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

また、「重度障害者用意思伝達装置」（障がいに応じた特殊な入力装置、スイッチ等）などの補装具について、情報提供や普及を図ります。

⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の円滑なコミュニケーションが図られるよう、これらの児童に対し補聴器購入助成事業を実施する市町村を支援します。

施策分野VI

安心・安全



施策の方向性

- 災害時の安全が確保されるよう、市町村における障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止などの安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

(1) 災害対策

① 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の安全を確保するため、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定を行う市町村を支援します。

特に、障がい者の避難を円滑に進めるために、個別計画に沿った障がい者本人が参加する避難訓練を通して、障がいの特性を踏まえた情報伝達や避難誘導の支援方法等を検証し、計画の改善が図られるよう市町村へ働きかけます。

② 災害時の適切な避難支援体制の整備

災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりに向け、避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用仮設トイレや被災した障がい者の生活に必要な物資の確保などの対応が図られるよう市町村へ働きかけます。

災害発生時には、状況に応じて熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）（※1）や熊本県災害派遣精神医療チーム（熊本DPAT）（※2）を被災地へ派遣し、支援を行います。このため、発災後速やかにチームを派遣できるよう、派遣を想定した研修を実施するとともに、リーダーを養成します。

（※1）熊本DCAT

災害発生時に避難所等で要援護者に対して必要な福祉介護サービスを行う福祉等専門職によるチーム。

（※2）熊本DPAT

災害発生後に被災者及び支援者に対して主に心のケアを行う専門的な精神医療チーム。



避難所で必要とされる障がい者への配慮（アンケート調査結果）

平成26年度に実施した障がい児者アンケート調査（8、89ページを参照）で「避難所で必要な配慮」についてお尋ねしたところ、以下のとおり回答がありました。

- ① 食料の配給（54.4%）
- ② 必要な薬・治療（52.1%）
- ③ 障がいに配慮した部屋・トイレ（47.0%）

また、「必要な設備、資材等」として、障がいごとに、次のようなものなどが挙げられました。

【身体障がい】

音声トイレ、オストメイト対応トイレ、室内誘導ブロック、ホワイトボードの表示、車いす、ベッド、紙おむつ等の介護用品、刻み食や流動食ができる設備や配慮、透析設備 など

【知的障がい】

プライバシーを守れるスペースや落ち着くためのアイテム
周囲の協力と障がい特性への理解 など

【精神障がい】

一人になれる場所、連絡手段 など

【難病】

電動車いすの充電のための電源、歩行器、車いす など

③ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な障がい者が多く入所する施設やグループホームに対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、入所施設等の耐震化・防火対策等を促進します。

また、入所施設等における災害時の避難マニュアル整備や、マニュアルに基づく避難訓練等の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

（2）外出・移動支援

① 移動支援事業の充実

外出、余暇活動等の社会参加のための移動が円滑に行われるよう、「移動支援事業」を実施する市町村を支援します。



移動支援事業（市町村地域生活支援事業）

障害者総合支援法に基づき実施する「市町村地域生活支援事業」の一つである「移動支援事業」は、屋外での移動が困難な障がい児者に対して外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促進するための事業です。

「移動支援事業」は、各市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた形態（例：個別支援型、複数の障がい者へのグループ支援型、福祉バス等の車両移送型）で実施することとされています。

② 身体障害者補助犬の普及

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成団体に対し、育成に要する経費を助成するほか、障がい者に対して、身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、補助犬制度の周知・普及を図ります。

③ ハートフルサポーターの育成

県内の宿泊・観光事業者、サービス事業者、交通事業者等の従業員向けに県が実施する障がい特性や対応方法等の実践的な研修の修了者に「ハートフルサポーター」となってもらうことで、障がいのある人への必要な配慮や正しい理解を促進し、おもてなしの向上を図ります。

④ ハートフルパス制度の普及啓発

ハートフルパス制度（障がい者等用駐車場利用証制度）の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるとともに、駐車スペースの拡大を図るため、ハートフルパス制度の協力施設数を増やします。

また、障がい者等用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。

⑤ おでかけ安心トイレの普及

車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付きトイレのいずれかを有する施設で、一定の基準を満たし、広く一般に開放している施設の情報を収集し、ホームページやスマートフォン等で広く提供することにより、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。

(3) 防犯

① 障がい者への安全対策

小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問などの取組みを更に推進します。

② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進

ファクシミリやEメールによる110番通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速かつ適切な対応を行います。

③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により情報提供等を行い、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見を図ります。

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

① 地域での見守りネットワーク構築支援

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や早期救済を図るため、障がい者等の消費者トラブルを地域住民及び関係団体との連携により見守る市町村のネットワーク体制の構築を支援します。

② 障がい者に対する消費者教育の推進

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

(5) 交流活動

① 「地域の縁がわ」の普及促進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めます。

② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

地域の誰もが気軽に集う地域の拠点である「地域の縁がわ」に、子どもや高齢者、障がい者等の「日中支援機能」と、障害福祉サービスなどの制度以外の「宿泊機能」を付加した「地域ふれあいホーム」の普及を進めます。

施策分野VII

生活環境



施策の方向性

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

(1) 住宅・建築物

① 県有建築物の整備

県有施設について、障がい者も安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した改修を引き続き推進します。

② 民間建築物整備に対する支援

誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援します。

③ 広報活動及び研修会等による啓発

やさしいまちづくり条例（正式名称：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）やバリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、研修会の実施等により、建築物・まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けた普及啓発を図ります。

この普及啓発に併せて、事前協議の対象となる建築物については計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけ、整備基準適合建築物を増加させます。

④ 公的賃貸住宅の整備

障がい者世帯など誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のユニバーサルデザイン（UD）化を推進します。

⑤ 住宅改造に対する支援

重度の身体障がい児者及び知的障がい児者が在宅での生活を継続するための住環境の整備を図るため、これらの障がい児者に対し住宅改造助成事業を実施する市町村

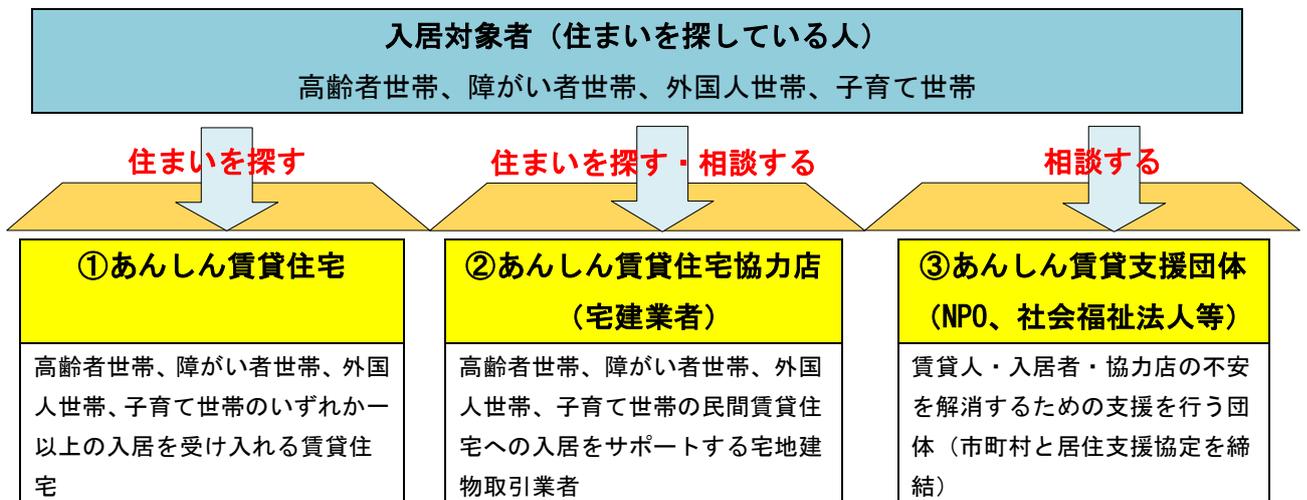
を支援します。

⑥障がい者の居住支援

市町村が実施する相談支援事業（市町村地域生活支援事業）の一つである「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」について、事業の拡充が図られるよう、情報提供等を通して市町村を支援します。

また、熊本県居住支援協議会等を活用し、「住宅入居等支援事業」や「熊本県あんしん賃貸支援事業」を周知し、賃貸住宅の貸主等の障がい者に対する理解促進を図ります。

**あんしんと安らぎの住生活のために
熊本県あんしん賃貸支援事業**



(2) 道路・都市公園

① 歩道等の整備

高齢者や障がい者の自立、社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく歩道等の整備を行い、安全・安心な公共空間の創造を図ります。

② 都市公園の整備

都市公園における障がい者に配慮した園路やトイレの整備等を推進し、安全・安心な公共空間の創造を図ります。

(3) 旅客施設・公共交通機関

① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。

施策分野VIII

差別の解消及び権利擁護の推進



施策の方向性

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進めます。
- 障がいの特性や、障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心のバリアフリー」を推進します。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組みを推進します。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進

平成24年4月から全面施行している条例の県民の認知度を高めるとともに、条例で定める障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や障がいのある人への合理的配慮についての県民の関心と理解を深めるため、障害者差別解消法と併せて広く周知を図ります。

また、地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携による事案解決体制の充実を図ります。



「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

熊本県では、障害者差別解消法の制定に先駆けて、障がいのある人の権利を擁護するための条例を制定し、平成24年4月1日から全面施行しています。

この「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」には、障がいのある人への理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。

●不利益取扱いの禁止

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活における8つの分野について具体的に掲げ、「してはならない」こととして禁止しています。

●社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約（社会的障壁）をなくすための必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）が、負担が重過ぎることとならない範囲で、県民によって行われなければならないとしています。

●相談体制及び個別事案解決の仕組み

「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」についての個別事案解決の仕組みを設け、県に設置される委員会や相談員が、第三者的な立場で当事者の方々とともに問題の解決を図ります。

●県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や障がいのある人が感じる暮らしにくさは、障がいのある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。そうした誤解や偏見をなくし、障がいのある人に対する県民の理解を深めるために、啓発活動を進め、障がいのある人との交流の機会をつくるなどの取組みを進めます。

② 障がい特性についての理解促進

障がいのある人が地域で安心して日常生活を送り、社会参画ができるよう、障がいの特性や多様性、障がいに応じた適切な配慮についての啓発を更に進め、県民の「心のバリアフリー」を推進します。

③ 行政機関における合理的配慮の推進

障がいを理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応するよう、平成28年4月に施行される障害者差別解消法に基づく職員対応要領を定めます。市町村においても職員対応要領が定められるよう、市町村へ働きかけます。

併せて、職員の障がい者に関する理解や適切な対応を促進するため、職員を対象とする研修を実施し、障がい者への配慮の徹底を図ります。

(2) 障がい者虐待防止

① 障がい者虐待防止対策の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）を広く周知し、障がい者虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を図ります。

また、熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センターや関係機関との連携のもと、障がい者虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速な対応ができるよう体制整備に取り組みます。

併せて、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止と早期対応につなげます。

(3) 成年後見制度等

① 成年後見制度の利用促進

障がいのある人の権利を擁護し、障がいのある人が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度（※）の周知啓発・利用促進を図ります。

また、市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」の取組みを支援するとともに、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人や市民後見人の育成に取り組む市町村を支援します。

（※）成年後見制度

日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることがないように、判断能力が十分でない人を保護し、支援する制度。

② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

地域において日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）への理解が深まり、多くの対象者が利用できるよう、県民への広報・啓発を行います。

第5章

数值目標

I 数值目標

I 数値目標

計画に関する施策の進行状況が明確になるように、達成すべき目標のうち定量化が可能なものについて数値目標を設定し、計画の進行管理を行います。

●施策分野Ⅰ 地域生活支援

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計人数	731	—
2	福祉施設入所者の削減数	人数	422	—
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	—
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	—
5	入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率	%	2.0	—
6	就労移行支援事業の利用者数	人数	486	—
7	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	%	30.2	—
8	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	人数	81	220
9	ペアレントメンター登録者数	人数	24	50
10	医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所	か所	7 (5圏域)	各圏域に1か所以上
11	強度行動障がい支援者養成研修受講者数	人数	—	—

●施策分野Ⅱ 保健・医療

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
12	障がい者の受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数	か所	184	212 (H29年度末)

●施策分野Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
13	高等学校における個別の教育支援計画作成率	%	23.1	60.0 (H30年度末)
14	教員の特別支援教育に関する研修受講率	%	70.0	100
15	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	2,041	2,200

●施策分野Ⅳ 雇用・就業、経済的自立の支援

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
16	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	2,650
17	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	286
18	一般就労に移行した施設利用者数	年間人数	155	—
19	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	83.0
20	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	70 (H29年度末)
21	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	別途、工賃向上 計画で定める

●施策分野Ⅴ 情報アクセシビリティ

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
22	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	人数	1,347	1,522
23	手話奉仕員養成研修修了者数	人数	551	1,188
24	要約筆記者養成研修修了者数	人数	18	116
25	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	人数	38	108

●施策分野Ⅵ 安心・安全

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
26	避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	—	45 (H28年度末)
27	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	人数	4,631	6,516
28	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	1,600	1,900 (H28年度末)
29	地域の縁がわ か所数	か所	443	500 (H27年度末)

●施策分野Ⅶ 生活環境

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
30	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	100
31	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,942	3,300
32	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	40.0
33	県が管理する道路のうち、歩道整備計画(※1)における歩道のバリアフリー整備(※2)延長割合	%	64.2	90.0
34	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	15.7	30.0

(※1)歩道整備計画

熊本市の政令指定都市移行に伴い新たな整備計画として策定されたもので、整備計画地区(26地区、総延長122km)から熊本市を除外(9地区、総延長49km)し、平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検による危険箇所(75箇所、計38km)を追加した合計111km

(※2)歩道のバリアフリー整備

歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり

- ・歩道:有効幅員2m以上
- ・自転車歩行者道:有効幅員3.0m以上
- ・段差解消:歩道縁端部と車道との段差は2cm
- ・視覚障がい者用誘導ブロック:視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置

●施策分野Ⅷ 差別の解消及び権利擁護の推進

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
35	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	50.0

第6章

計画の推進

- I 計画の推進体制
- II PDCA サイクルによる進行管理

I 計画の推進体制

計画に関する施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により施策の推進及び進行管理を行います。

(1) 障害者施策推進審議会による施策の検証・評価

障がい者団体の代表や学識経験者などで構成する「熊本県障害者施策推進審議会」(※)において、施策の検証・評価を行い、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

なお、施策の検証・評価にあたっては、PDCAサイクルによる検証・評価を実施し、障がい者施策の効果的かつ効率的な実施につなげます。(次項(70ページ)参照)

(※) 障害者施策推進審議会

障害者基本法第36条の規定に基づき設置している県の機関で、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関。

(2) 障がい者のニーズの把握・意見反映

「熊本県障害者施策推進審議会」に障がい者団体の代表が参画することで、施策の検証・評価に当事者や家族の意見を反映し、以後の施策の実施につなげます。

また、最新のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、毎年度、障がい当事者や家族団体等との意見交換を行います。

また、国の制度改革の動きなど、障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期(第6期)計画策定に向けて、アンケート調査等を実施することにより、障がい者や家族等のニーズの把握を行います。アンケート等の内容や調査方法については、関係団体等の意見を踏まえながら、きめ細かなニーズの把握ができるよう検討を行っていきます。

(3) 庁内の連携体制、市町村との連携

本計画は、庁内各部局にまたがる障がい者施策に関する総合計画であることから、全庁的な連携のもと、施策の推進を図ります。

庁内にあっては、障がい保健福祉担当課と関係各課が連携し、情報共有や施策の協働に取り組みます。

また、県と市町村の関係課間の緊密な連携により、県と市町村が一体となって施策を進めます。

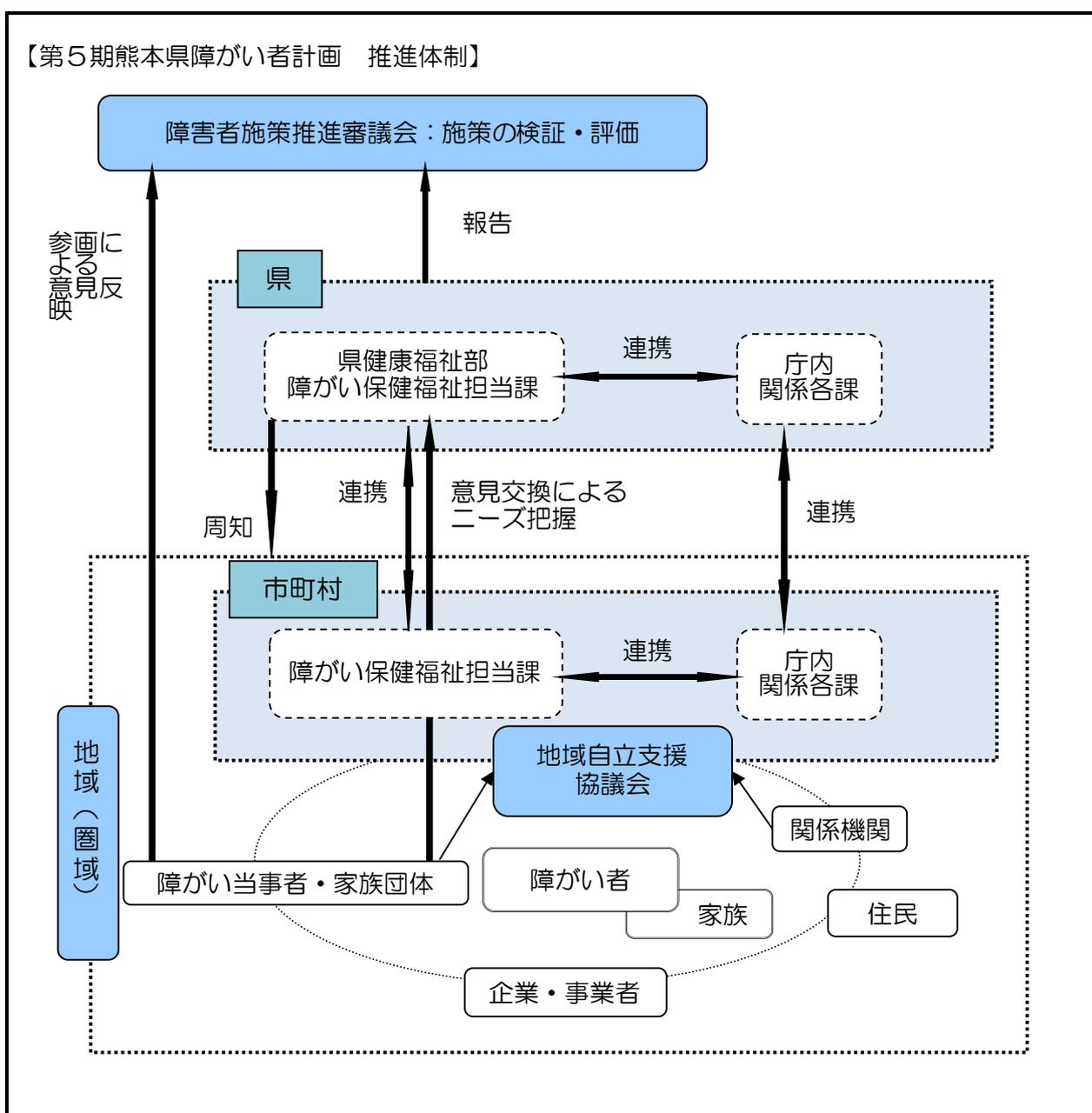
(4) 地域での取り組み

障がい保健福祉圏域での取り組みを進めるため、地域自立支援協議会（※）等の場を活用し、市町村や関係機関との意見交換等を通して、地域における課題を把握し、施策の推進につなげます。

また、広く県民に計画の趣旨や施策が理解されるよう、県ホームページ等を通して周知を行うとともに、計画の進行状況についてもわかりやすく公表します。

(※) 地域自立支援協議会

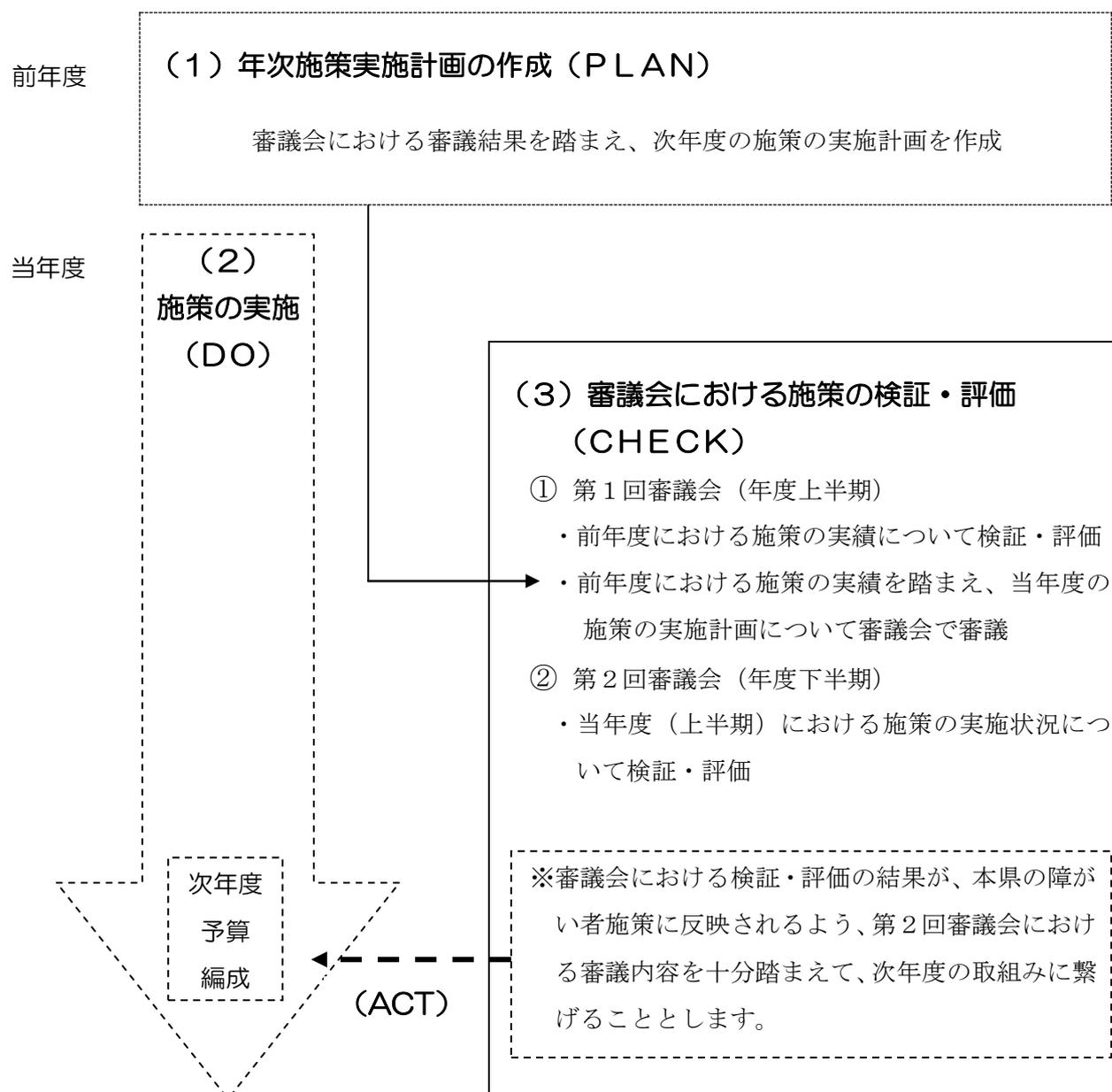
地域における障がい福祉の関係者等により構成され、障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場。



II PDCA サイクルによる進行管理

計画に関する施策の実施状況について、「熊本県障害者施策推進審議会」において実態を的確に把握し、検証・評価を行うことにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

なお、平成29年度には、それまでの施策の実施状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。



※当年度末には、「(1) 年次 (次年度の) 施策実施計画の作成 (PLAN)」に戻り、以後毎年度、PDCAサイクルを繰り返します。